

さらなる議会活

議会広報誌「モニター」を募集します

●目的

議会では「議会だよりしらたか」を発行し、議会活動をわかりやすく町民の皆さんに広報しています。議会広報についてのご意見やご要望をいただき、議会活動に対する町民の皆さんの関心を高め、理解を深めていただき、今後の広報活動の参考にすることを目的とします。

●業務

年4回発行の「議会だより しらたか」に対して、アンケートに回答していただきます。

●任期 選任された日から平成26年3月31日まで

●定員 6名

●謝礼 1回1000円
(商品券)

●応募資格

町の区域内に住所を有する方で、応募時点で満20歳以上の方。(その他

詳細は議会事務局まで)

●応募方法

応募用紙に必要な事項、【氏名(ふりがな)・住所・電話番号・年齢・性別・職業・応募理由】を記入し、郵送またはFAX、電子メールで送付してください。

*応募用紙は、町HP、各地区公民館、議会事務局に備え付けています。

●応募期限 5月22日

(水)正午まで

●選考 応募理由をもとに、地域、職業、年齢、性別などを考慮して選考します。

■応募・問い合わせ
議会事務局

☎ 8516135

Fax 8512128

電子メール: gikaijimu

@so.town.shirataka.

yamagata.jp

白鷹町議会の会議規則を改める

議長の招集で開かれる全員協議会(以下協議会)という会議があります。

協議会の形式は、①本会議の審議の過程で、議長が休憩を告げて議員間や当局と議会側の意見調整をはかる場合②当局にはなんら関係のない議会独自の会合③首長が行政上の重要問題などに関し議

会の意見を聞くために、当局の依頼を受けて議長が招集する場合などです。

協議会は議員にとって行政内容や提出議案などの理解を深める機会にもなります。ただし、本会議や委員会と同様の実質審議とならない運用が求められます。

平成20年の地方自治法改正で、町村議会の会議規則で定めれば、「議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場」として、法律上も明確に位置付けられるようになりました。

白鷹町議会でも会議規則を改正することで、平成25年4月1日から全員協議会が法的根拠を持った会議となります。



真剣な審議 (全員協議会)